SICK.COM

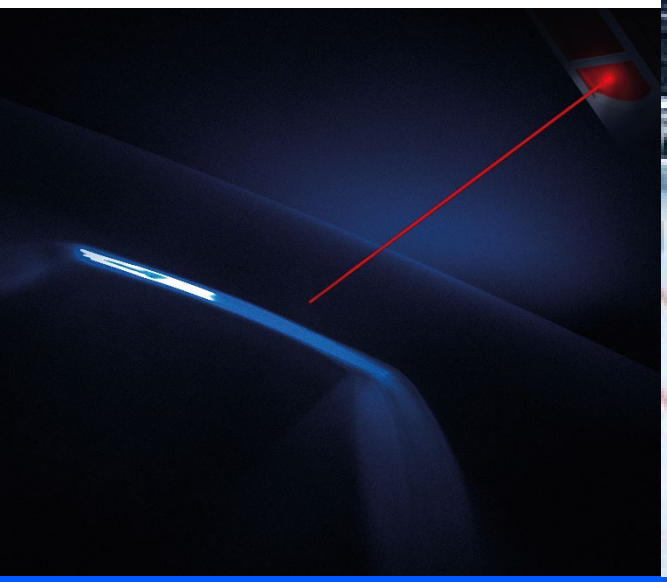

サプライヤ行動規範

SICK
Sensor Intelligence

はじめに

サプライヤの皆様へ

SICKは家族経営の国際的なグループとして、世界中の従業員や取引先企業に対して特別な責任を負っていると考えています。SICKは、関連する全ての法的要件および国際的に認められた倫理基準を遵守しています。すべての人と環境を守り、尊重することは、最優先事項であり、企業の責任として欠くことのできないものです。さらに、SICKは、持続可能な共生をめざし、社会的・文化的プロジェクトにも積極的に取り組んでいます。

SICKは、サプライヤとの継続的な取引関係の基本条件として、サプライヤにも適用されるすべての法令および本サプライヤ行動規範を遵守するとともに、自社のサプライヤに対しても、その遵守を可能な限り推進することを求めています。

サプライチェーン全体における公正かつ持続可能な協力関係の実現に向けて、当社とともにご協力ください。

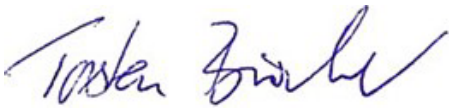

よろしくお願いいたします。

トルステン・ビュッシャー

調達担当副社長

SICK AG

コンテンツ

当社のサプライヤ行動規範 4

1. 人権および労働条件 4
1.1. 強制労働の禁止 4
1.2. 児童労働の禁止 4
1.3. 有害な資源消費 4
1.4. 違法な土地収奪 4
1.5. 労働者への尊重、差別の禁止 4
1.6. 団結および結社の自由 5
1.7. 従業員の賃金 5
1.8. 健康および労働安全 5
1.9. 警備要員の配置 5
1.10. 地域共同体の権利 5
1.11. 動物福祉 5

2. 企業倫理 5
2.1. 汚職および贈収賄の禁止 5
2.2. 利益相反の回避 6
2.3. 公正な競争と知的財産権 6
2.4. 対外経済・関税規制、マネーロンダリングおよびテロ資金供与 6
2.5. 財務諸表 6
2.6. 製造物責任 6
2.7. サプライチェーンにおけるデューディリジェンスの指針 6

3. プライバシーポリシー 6

4. 情報セキュリティおよびサイバーセキュリティ 6

5. 紛争鉱物および重要原材料 7

6. 環境保護 7

7. 報告および注意事項 7
7.1. 不正行為の通報 7
7.2. SICK Integrity Line（内部通報窓口） 7

8. SICKサプライヤ行動規範の遵守 8

9. SICKサプライヤ行動規範への同意 8

当社のサプライヤ行動規範

SICK AGおよびそのグループ会社（以下、「SICK」、「当社」）は、社会的責任、企業責任を自覚しています。SICK AGの取締役会は、人権戦略に関する方針声明を出しており、www.sick.comよりご覧いただけます。

SICKは、SICKに商品を納入する、またはSICKにサービスを提供するすべての取引先（以下、総称して「サプライヤ」）に対し、適用される法令を完全に遵守し、倫理的に問題のない事業運営を行い、本サプライヤ行動規範で規定されている原則を順守することを求めています。

さらに、当社はサプライヤに対し、自社のサプライヤ、下請け業者、およびパーツサプライヤに対しても同様に本原則の遵守を義務付け、サプライチェーン全体における遵守状況を検証し、自社のサプライヤ、下請け業者、およびパーツサプライヤにおいて、本原則を遵守するよう最善の努力を払うことを求めています。

1. 人権および労働条件

当社は、サプライヤに対し、国際的に認められた人権の遵守を確保し、人権侵害を引き起こしたり、それに加担したりしないことを求めます。さらに、当社はサプライヤに対し、適用される各法域における基本的な労働者の権利を遵守し、ILOの中核的労働基準を承認することを求めます。

1.1. 強制労働の禁止

サプライヤは、いかなる者に対しても強制労働または義務労働を課してはなりません。すべての活動は自発的な意思に基づいて行われなければならず、負債による拘束や人身売買の結果として実施されてはなりません。サプライヤの従業員は、法定の解雇予告期間を遵守することを条件として、自由に雇用関係を終了できなければなりません。身分証明書や就労許可証を故意に保持してこれを困難にすることは禁じられています。サプライヤはいかなる形の奴隷制も利用せず、奴隷に類似した慣行や農奴制、または他の支配・抑圧行為、例えば経済的・性的搾取や屈辱などの職場環境での実践を容認してはなりません。

1.2. 児童労働の禁止

サプライヤは、就業地の法律で定められた義務教育修了年齢未満（ただし最低でも15歳未満は禁止）の子どもを雇用してはなりません。また、ILO第182号条約で18歳未満が従事できないとされる危険な作業を子どもに従事させてはなりません。

1.3. 有害な資源消費

サプライヤは、食料の生産およびその基盤となる自然環境を著しく損ない、人々の安全な飲料水へのアクセスを妨げ、衛生設備へのアクセスを困難または不可能にし、または人の健康を害するおそれのある、有害な土壌改変、水質汚染、大気汚染、有害な騒音の発生または過度な水の消費を行ってはなりません。

1.4. 違法な土地収奪

当社はサプライヤに対し、土地・森林・水域の取得、開発、または利用において、生活基盤のために必要な土地・森林・水域の不法な強制立ち退きや不法な収用を禁じる規定を遵守することを求めます。

1.5. 労働者への尊重、差別の禁止

サプライヤはすべての従業員を尊重と尊厳をもって扱い、不当な扱いのない環境を作らなければなりません。これには、セクシャルハラスメントや差別（曖昧な身振り、望ましくない言語表現、身体的接触を含む）、また強制・脅迫・威嚇の実行を含みます。

サプライヤは機会均等を促進し、国籍、民族的出自、社会的出身、年齢、性別、肌の色、文化的背景、性的アイデンティティや指向、健康状態、障害、政治的意見、宗教、世界観等を理由とする従業員への不利益、優遇、ハラスメントを容認しません。ただし、雇用上の要件がある場合を除きます。不平等な扱いには、特に、同等の労働に対して不平等な報酬を支払うことが含まれます。

1.6. 団結および結社の自由

サプライヤは、団結の自由を尊重し、労働者が自由に労働組合を結成または加入する権利を認めなければなりません。従業員は、労働組合またはその他の労働者代表組織の設立、加入、または会員資格を理由に、不利益を受けたり、優遇されたりしてはなりません。サプライヤは、労働組合が就業地の法令に従って、自由に活動できるストライキ権および団体交渉権などを認めなければなりません。

1.7. 従業員の賃金

サプライヤは、従業員に適切な賃金を支払うものとします。適正な賃金は、少なくとも適用法令で定められた最低賃金以上とし、それ以外については、特に適用される労働協約を含め、就業地の法令に基づいて決定されるものとします。法令による規定が存在しない場合、サプライヤは、従業員が賃金によって生活に必要な基本的ニーズを満たすことができるよう報酬を支払うものとします。

1.8. 健康および労働安全

サプライヤは、就業地におけるすべての適用される労働安全および時間に関する規定を遵守しなければなりません。また、従業員に対して適切な間隔で休憩時間を提供しなければなりません。すべての従業員は、週に少なくとも1日、勤務に中断されることのない休日を取得する権利を有するものとします。サプライヤは、労働時間を記録するとともに、時間外労働および追加労働を含む労働時間が、就業国の法令で定められた範囲内に収まることを保証しなければなりません。法令による規定が存在しない場合、週の総労働時間が60時間を超えてはなりません。サプライヤが従業員に事業所敷地内の住居を提供する場合、従業員は勤務時間外にも、その敷地に自由に出入りできなければなりません。

当社は、サプライヤが適切な労働安全衛生マネジメントシステムを運用するとともに、労働安全管理の責任者を任命することを求めます。当該責任者は、職場および業務プロセスが法的要件を満たしていることを確認し、さらに、最善の知見に基づき健康への危害が排除されていることを保証しなければなりません。労働条件によって健康上の危険が伴う場合、サプライヤは、従業員に保護具を無償で支給するとともに、その適切な使用方法および労働災害の防止に関する教育を定期的に実施し、その内容を記録しなければなりません。

1.9. 警備要員の配置

サプライヤは、自らが委託または利用する民間または公的な警備要員に対し、適切な教育および監督を実施し、その業務遂行にあたり適用されるすべての法令を遵守することを確保しなければなりません。特に、拷問ならびに残虐な、非人道的または人格を傷つける扱いの禁止を遵守し、他者の生命または身体を違法に侵害せず、従業員の結社の自由および団結権を侵害しないよう徹底する必要があります。

1.10. 地域共同体の権利

当社は、サプライヤが先住民族および地域社会の権利を尊重することを求めます。

1.11. 動物福祉

動物由来の製品または原材料を加工するサプライヤは、適用されるすべての動物保護関連法令を遵守するとともに、動物がその種に適した環境で飼育され、輸送および取り扱いが適切に行われることを確保しなければなりません。サプライヤは、自社の一次サプライヤにも同様の義務を課すとともに、SICKから要請があった場合には、適切な証拠書類を提出しなければなりません。

2. 企業倫理

当社は、サプライヤが適用されるすべての法律、規則、規制を遵守し、また、これらの法律、規則、規制の遵守を確保するために適切な措置を講じることを求めます。

2.1. 汚職および贈収賄の禁止

当社は、サプライヤが、いかなる形態の汚職や贈収賄も行わず、直接的または間接的にこれらに関与しないことを求めます。この点に関して、民間企業の関係者であるか政府または行政機関の関係者であるかを問わず、事業上の便宜を図る見返りとして、利益供与を申し出たり、約束したり、提供したり、受領したりしてはなりません。これには、不当なファシリテーションペイメント（便宜供与金）の提供および受領を行わないことも含まれます。SICKの従業員に対する招待や贈答は、その理由と規模が妥当である場合、すなわち、その価値が低く、商慣習上のもてなし、慣習および礼儀の範囲内である場合に限り認められます。サプライヤは、SICKで適用されている金銭贈与の受領禁止規定を遵守しなければなりません。

政党や政治団体への寄付は、常に透明性を確保し、それぞれの国で有効な反汚職法に準拠して行わなければなりません。

2.2. 利益相反の回避

サプライヤは、顧客、自社のサプライヤおよびその他の取引先との事業活動において、取引関係に影響を及ぼすおそれのある利益相反を回避しなければなりません。サプライヤは、自社の経営陣、発注先の選定に関与する従業員、またはその近親者が、当該取引先企業の持分を保有していること、または当該企業で業務に従事していることを把握した場合には、その事実を開示しなければなりません。

2.3. 公正な競争と知的財産権

サプライヤは、国内外すべての競争法を遵守して行動しなければなりません。サプライヤは、競合他社との取り引きにおいて、価格や納入条件に不当に影響を与える、または自由で公正な競争を不当に妨げる違法な協定や、その他の行為（たとえば価格カルテル、市場・顧客の分割など）を行ってはなりません。

サプライヤは、SICKおよび第三者の知的財産権を尊重しなければなりません。

2.4. 対外経済・関税規制、マネーロンダリングおよびテロ資金供与

サプライヤは、適用されるすべての対外経済および関税規制を遵守しなければなりません。これには、適用されるすべての輸出管理、禁輸措置および制裁に関する規制を厳格に遵守するとともに、必要な場合に当局の輸出許可を取得することが含まれます。サプライヤは、前述の規制の遵守に関連する全情報をSICKに提供しなければなりません。これには、特に、輸出管理上の分類（Export Control Classification Number、「ECCN」）、統一システムに基づく品目分類番号、原産国および必要に応じて特恵関税制度の適用を証明する書類が含まれます。

また、サプライヤは、適用されるすべてのマネーロンダリング規制を遵守し、直接的・間接的を問わず、テロ資金供与に関与しないものとします。

2.5. 財務諸表

当社は、サプライヤの財務諸表が正確かつ透明性を備え、完全であること、ならびに適切な帳簿管理、会計処理、決算・報告書作成に適用される規則と租税法をすべて遵守することを求めます。

2.6. 製造物責任

サプライヤは、提供した製品およびサービスに関連して、製品の適合性と安全性に関する現行の法規と行政規制を遵守するものとします。当社は、サプライヤがサプライチェーン全体にわたって偽造品・模倣部品の流通防止に取り組むとともに、そのための適切なプロセスを策定して適用することを求めます。

2.7. サプライチェーンにおけるデューディリジェンスの指針

SICKは、サプライヤとのパートナーシップに基づく協力を目指しており、サプライヤに対し、SICKサプライヤ行動規範の原則に従い、それに沿った行動をとることを求めます。

当社は、サプライヤが、自らに適用されるサプライチェーンにおけるデューデリジェンス義務に関する法令を遵守するとともに、自社および関連会社が本サプライヤ行動規範に定めるすべての原則を遵守することを確保し、さらに、自社のサプライヤ、下請事業者および供給業者についても、これらの原則を遵守するよう適切な努力を行うことを求めます。関連会社とは、サプライヤが支配する、またはサプライヤに支配される、あるいはサプライヤが他の自然人または法人と共同して支配する自然人または法人を指します。この意味での支配とは、議決権や契約によって、他の自然人や法人に対して直接的または間接的に支配的な影響力を行使する力を意味します。

3. プライバシーポリシー

サプライヤは、正当な目的のためにのみ、適法な方法かつ適用されるデータ保護規制を遵守して、個人データを処理しなければなりません。

4. 情報セキュリティおよびサイバーセキュリティ

サプライヤは、SICKとの協力関係において取得したすべての情報について、機密性、可用性、完全性の観点から適切な取り扱いと保護を確保するため、情報セキュリティシステムを運用しなければなりません。

サプライヤは、SICKに納入される製品および製品関連ソフトウェアが、一般に認められたサイバーセキュリティの原則に則り、既知のセキュリティリスクから保護されていることを確保しなければなりません。

5. 紛争鉱物および重要原材料

SICKに、金、スズ、タングステン、タンタル（3TG）、コバルト、マイカ、　希土類、またはその他「重要」と分類される原材料を含む製品をSICKに納入するサプライヤは、リスクベースで自社のサプライチェーンを分析し、SICKからの要請に応じて、これらの原材料の原産地に関する透明性の高い情報を提供する義務を負います。サプライヤは、使用する原材料が、人権侵害、強制労働、または児童労働を伴って調達されたものではないことを保証しなければなりません。原材料が紛争地域または高リスク地域に由来する場合、サプライヤはOECDデューデリジェンスガイダンスに従い、適切なデューデリジェンスプロセスを実施するものとします。

サプライチェーンの透明性を高めるためには、CMRT、EMRT、または該当する場合はAMRTといった、業界で認められたツールを利用することができます。原材料が製錬所や精製所から直接調達される場合、サプライヤは、それらが公認の監査または検証プログラムに基づき審査されていることを確認するよう努めます。特定されたリスクについては、SICKはサプライヤと協力して適切な措置を講じます。

6. 環境保護

サプライヤーは、適切な環境マネジメントシステムを維持し、環境保護に関する適用されるすべての法律および国際基準（特に水俣条約（マーキュリーに関する条約）、ストックホルム条約（残留性有機汚染物質に関する条約）、バーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動と処分の規制に関する条約））並びに、ジックの環境基準（IEC 62474に基づく材料における物質制限および表示に関するジックグローバル基準を含む）を遵守しなければなりません。常に、より厳しい要件が適用されます。

サプライヤは、環境パフォーマンスの継続的な改善に取り組むことを約束します。サプライヤーは、エネルギーおよび水の消費量、大気汚染物質、温室効果ガス、廃棄物、環境や健康に有害な物質を継続的に削減するとともに、資源効率および循環型経済を推進します。

サプライヤは、パリ協定（COP21）の目標を支持しなければなりません。サプライヤは、直接および間接的な温室効果ガス排出量を削減し、再生可能エネルギーの利用を強化するとともに、気候関連の排出量、環境指標、進捗状況に関する透明性を確保する必要があります。要請に応じて、SICKに関連データを提供するものとします。

サプライヤは、自然の生態系および生物多様性を保護しなければなりません。これらを脅かす可能性のある活動を回避し、自社のサプライチェーン全体における環境への影響を考慮するとともに、パーツサプライヤにも同様の責任ある行動を義務付けています。

7. 報告および注意事項

7.1. 不正行為の通報

法令で義務付けられている範囲において、サプライヤは、自社の従業員および第三者が、自社、関連会社、またはサプライチェーンにおける本サプライヤ行動規範に記載された原則への違反を報告できる、適切な通報制度および/または苦情処理手続きを整備しなければなりません。

7.2. SICK Integrity Line（内部通報窓口）

当社はサプライヤの皆様に、本サプライヤ行動規範に記載された原則への違反でSICKに影響を及ぼす可能性のある事案については、当社の通報窓口「SICK Integrity Line」を通じてご報告いただくようお願いいたします。

SICKのすべての従業員に加え、お客様、サプライヤ、その従業員およびその他の第三者は、この窓口を通じて、匿名を含め、SICKにおける不正行為や、当社のサプライチェーンに関する人権・環境上の懸念について通報することができます。

SICK Integrity Lineへの連絡先

https://sickag.integrityline.com/setup

サプライヤの皆様は、以下の方法でもSICKのコンプライアンスチームにご連絡いただけます：

Eメール	compliance@sick.de
電話	+49 (0)7681-202-3276
郵便	SICK AG Compliance / LGC Erwin-Sick-Str. 1 79183 Waldkirch Germany

8. SICKサプライヤ行動規範の遵守

SICKはサプライヤとの取引関係において、当該サプライヤがSICKサプライヤ行動規範を受け入れることを前提とします。サプライヤは、SICKの要請に応じて、本サプライヤ行動規範の原則についての研修や継続教育に参加しなければなりません。SICKは、リスク管理の一環として、サプライヤによる本サプライヤ行動規範の原則の遵守を確認する権利を留保しています。

サプライヤは、SICKに対して、通常の営業時間内にサプライヤの事業所でこれを確認する権利を付与するものとします。SICKは、適切な期間をもって訪問を事前に通知します。サプライヤは、これに関連してSICKに必要な情報を提供し、サプライヤの営業秘密を保護しつつ、必要な範囲で施設へのアクセスおよび業務書類の閲覧を許可しなければなりません。検証は、SICKが選定した第三者によって行われる場合があります。

サプライヤまたはその下請業者またはパーツサプライヤが本サプライヤ行動規範の原則に違反しているという具体的な疑いがある場合、サプライヤはSICKの要請に応じて直ちにその疑いを調査し、調査の内容・範囲及びその結果について直ちにSICKに書面で報告しなければなりません。また、SICKは、他の権利を損なうことなく、サプライヤに対して事実関係の解明、具体的な是正措置ならびに今後の改善措置の導入を要求する権利を留保します。サプライヤが、通常30営業日以内とされる妥当な期間内に、適切な是正措置や改善措置を講じたことが証明されない場合、あるいは違反が重大でSICKにとって取引継続が容認できない場合、SICKは他の権利を損なうことなく、当該サプライヤとの契約関係の一部または全部を即時に解除し、または契約を解除する権利を留保します。

9. SICKサプライヤ行動規範への同意

当社はここにSICKサプライヤ行動規範に同意し、同規範に記載された原則を遵守することを確認します。当社は、自社のサプライヤ、下請業者、パーツサプライヤにも同様の原則を義務付け、サプライチェーン全体での実施に最善を尽くします。

SICK AG
WALDKIRCH
GERMANY
SICK.COM

SICK
Sensor Intelligence